

問

集落内クリークの水環境の改善について伺う
関係する区長さん、水門管理人、
地元関係者、行政も入って協議を行う

答

近年では、堀ぼし等の行事もなくなり、泥土が堆積し、水が流れにくいう状況である。

問

集落内のクリークの水環境の改善は、幹線水路等の水門を調節することにより集落内のクリークへの水の流れができる水質改善ができるのではないか。

建設課長

近年では、「堀ぼし」等の行事もなくなり、泥土が堆積し、水が流れにくい状況である。

業用水の確保等の問題もあるので、水門管理人さんや、地元関係者に理解してもらうことが大切なことである。

ある行政区では、クリークの水質改善を目的に、区長さんをはじめとして、水門管理人さんが集まって協議され、平成20年度に試験的に水門を調整して、集落内の水の流れを確保し、一定の成果があがっている事例がある。

泥土の処理方法として農地に還元できないか、もしくは泥土置場の確保ができるないか、この泥土の処理が大き

な課題となつておらず、検討したい。

また、水門を調整することにより、今までと違った水管理を行う可能性がある場合には、昔からの水利慣行や農

業の行政区及び下流の行政区も含めて、協議の場に参加していただき、検討していきたい。

また、透明性を向上させ同時に工事の質を確保する制度の構築を目指し「予定価格の事前公表の試行及び最低制限価格制度の導入と事前公表の試行などを実施している。また、平成20年度からは、入札制度改革第2弾として、条件付き一般競争入札を実施し、さらに「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、工事の質の確保をさらに進めための総合評価方式による入札試行を近隣市町に先駆け取り組んでおり、今年度において計5件実施することとしている。

落札率については、制度改訂事件後、談合と汚職を防止するための入札制度改革に着手し、「指名選定における恣意性の排除の徹底」と入札における競争性・匿名性の確保」のため、地元産業の育成を踏まえ、指名業者数の拡大と非固定化に努め、指名通知、入札関係図書の総務課における一括送付、郵便入札の導入などに取り組んできた。

落札率は平成18年度は93・5%、平成19年度制度改革前94・6%、制度改革後84・3%、平成20年度は12月1日現在で76・9%となつておらず、予定価格の事前公表による高止まりの懸念もあつたが、改革後の落札率については一定の成

果があつたものと考えている。また、最低制限価格の制度導入後、最低制限価格での応札は平成19年度18件のうち4件、平成20年度26件のうち7件となつていて、この最低制限価格制度の導入と事前公表は、予定価格の事前公表と同様に「二度と談合や贈収賄事件などが起きない」よう不正行為の要因を可能限り排除することを第一義と考え、また、近隣の状況と「公表することで透明性を高めるべき」とする住民側の要請も踏まえ試行しているものである。

問

入札制度について、事後公表にできないものか。

総務課長

平成19年度の談合事件後、談合と汚職を防止するための入札制度改革に着手し、「指名選定における恣意性の排除の徹底」と入札における競争性・匿名性の確保」のため、地元産業の育成を踏まえ、指名業者数の拡大と非固定化に努め、指名通知、入札関係図書の総務課における一括送付、郵便入札の導入などに取り組んできた。



札は平成19年度18件のうち4件、平成20年度26件のうち7件となつていて、この最低制限価格制度の導入と事前公表は、予定価格の事前公表と同様に「二度と談合や贈収賄事件などが起きない」よう不正行為の要因を可能限り排除することを第一義と考え、また、近隣の状況と「公表することで透明性を高めるべき」とする住民側の要請も踏まえ試行しているものである。

議員ご指摘の「産業振興策の一環として地元産業を保護及び育成する」観点からの「最低制限価格の引き上げ」及び「事後公表」については、入札契約適正化法をはじめ関係法令、国県の動向、工事の質の確保、及び試行状況を十分に監視し、その有効性について多方面からの検証を重ね、今後見直すべきところは見直し、町民に対して説明責任を果たすことのできるものとして、大木町の実情に合ったより良い入札制度構築に努めたい。